

平成19年柴田町議会第1回臨時会会議録(第1号)

出席議員(20名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
16番	加 茂 紀代子 君	17番	杉 本 五 郎 君
18番	加 茂 力 男 君	19番	大 沼 喜 昭 君
20番	大 沼 惇 義 君	21番	伊 藤 一 男 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
助 役	小 泉 清 一 君
総 務 課 長	平 間 春 雄 君
企 画 財 政 課 長	村 上 正 広 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	手 代 木 文 夫 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 久 保 政 一 君
都 市 建 設 課 長	佐 藤 輝 夫 君

上下水道課長	佐藤松雄君
会計課長	薊千代君
槻木事務所長	平間信一君
財政再建対策監	加藤嘉昭君
介護保険専門監	加藤敏郎君
子育て支援専門監	松崎秀男君
産業活性化専門監	加藤善憲君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小林功君
生涯学習課長	笠松洋二君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 幹	相原光男
主 査	遠藤幸恵

議 事 日 程 (第1号)

平成19年2月5日(木曜日) 午前10時 開 会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長報告
- 第4 議長の選挙
- 第5 議席の一部変更
- 第6 議案第1号 大河原町外1市2町保健医療組合の共同処理する事務の変更及び大河原町外1市2町保健医療組合同規約の変更について
- 第7 議案第2号 平成18年度新栄通線道路改良工事変更請負契約について
- 第8 議案第3号 平成18年度新栄通線道路舗装工事変更請負契約について
- 第9 議席の変更

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長報告

第4 議長の選挙

追加日程第1 副議長の選挙

第5 議席の一部変更

第6 議案第1号 大河原町外1市2町保健医療組合の共同処理する事務の変更及び大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更について

第7 議案第2号 平成18年度新栄通線道路改良工事変更請負契約について

第8 議案第3号 平成18年度新栄通線道路舗装工事変更請負契約について

追加日程第2 議長の常任委員会委員の辞任について

第9 議席の変更

午前10時00分 開会

副議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより、平成19年柴田町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

副議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において2番有賀光子さん、3番水戸義裕君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

副議長（伊藤一男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議長報告

副議長（伊藤一男君） 日程第3、議長報告を行います。

22番議長の舟山邦夫君から、副議長の本職あてに去る1月24日届け出で、1月31日をもって議員を辞職したい旨の届け出がありました。この件については、地方自治法第126条ただし書の規定により、1月31日付で副議長名をもって辞職の許可をいたしましたので、報告いたします。

以上、議長報告といたします。

日程第4 議長の選挙

副議長（伊藤一男君） 日程第4、議長の選挙を行います。

議長が欠員となりましたので、議長選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場閉鎖を命ずる。

〔書記議場閉鎖〕

副議長（伊藤一男君） ただいまの出席議員数は20名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番有賀光子さん、3番水戸義裕君を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（伊藤一男君） なしと認めます。よって、立会人は2番有賀光子さん、3番水戸義裕君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔書記投票用紙を配付〕

副議長（伊藤一男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（伊藤一男君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。よって、選挙すべき者1人の氏名を記載してください。

投票箱を点検させます。

〔書記投票箱を点検〕

副議長（伊藤一男君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。記載所は特に設けておりません。それぞれの議席で記載の上、投票箱に投じていただきます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、その順番で投票箱に投票願います。

点呼を命ずる。

議会事務局長（松崎 守君） それでは、私から呼び上げます。

1番広沢 真議員、2番有賀光子議員、3番水戸義裕議員、4番森 淑子議員、5番大坂三

男議員、7番白内恵美子議員、8番百々喜明議員、9番佐藤輝雄議員、10番我妻弘国議員、11番太田研光議員、12番小丸 淳議員、13番星 吉郎議員、14番水戸和雄議員、15番加藤克明議員、16番加茂紀代子議員、17番杉本五郎議員、18番加茂力男議員、19番大沼喜昭議員、20番大沼惇義議員、副議長は議長席で投票お願いいたします。

副議長（伊藤一男君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（伊藤一男君） なしと認めます。

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。立会人2番有賀光子さん、3番水戸義裕君、立ち会いをお願いいたします。

〔立会人2人登壇〕

〔書記登壇席にて開票〕

副議長（伊藤一男君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票

うち

有効投票 20票

無効投票 なし

有効投票のうち

伊藤一男 12票

杉本五郎君 7票

広沢 真君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、伊藤一男が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記議場開鎖〕

議長（伊藤一男君） ただいまの議長当選に当たりごあいさつを申し上げます。

〔議長 伊藤一男君 登壇〕

議長（伊藤一男君） ただいま皆様のご支持をいただき、議長に当選することができました。まことにありがとうございます。

先ほど申し上げました議会改革、財政再建、公平な議会運営に精一杯努力いたしますので、

議員各位のご協力をお願いを申し上げ、議長就任のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〔議長、議長席に戻り着席〕

議長（伊藤一男君） これより休憩いたします。

全員協議会終了次第、再開いたします。

直ちに全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集ください。

午前10時19分 休憩

午前10時40分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

副議長が欠員となりましたので、この際日程に追加して、追加日程第1として、直ちに副議長選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） なしと認めます。よって、日程を追加し、追加日程第1として、直ちに副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第1 副議長の選挙

議長（伊藤一男君） 追加日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命ずる。

〔書記議場閉鎖〕

議長（伊藤一男君） ただいまの出席議員数は20名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番森 淑子さん、5番大坂三男君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、立会人は4番森 淑子さん、5番大坂三男君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔書記投票用紙を配付〕

議長（伊藤一男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。よって、選挙すべき者1人の氏名を記載してください。

投票箱を点検させます。

〔書記投票箱を点検〕

議長（伊藤一男君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。記載所は特に設けておりません。それぞれの議席で記載の上、投票箱に投じていただきます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、その順番で投票箱に投票願います。

点呼を命ずる。

議会事務局長（松崎 守君） それでは、私から呼び上げます。

1番広沢 真議員、2番有賀光子議員、3番水戸義裕議員、4番森 淑子議員、5番大坂三男議員、7番白内恵美子議員、8番百々喜明議員、9番佐藤輝雄議員、10番我妻弘国議員、11番太田研光議員、12番小丸 淳議員、13番星 吉郎議員、14番水戸和雄議員、15番加藤克明議員、16番加茂紀代子議員、17番杉本五郎議員、18番加茂力男議員、19番大沼喜昭議員、20番大沼惇義議員、議長は議長席で投票お願いいたします。

議長（伊藤一男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） なしと認めます。

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。立会人4番森 淑子さん、5番大坂三男君の立ち会いをお願いいたします。

〔立会人2人登壇〕

〔書記登壇席にて開票〕

議長（伊藤一男君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票

そのうち

有効投票 19票

無効投票 1 票

有効投票のうち

加茂紀代子さん 12 票

白内恵美子さん 7 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって加茂紀代子さんが副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記議場開鎖〕

議長（伊藤一男君） ただいま副議長に当選されました加茂紀代子さんが議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選告知をいたします。

この際、副議長に当選されました加茂紀代子さんの紹介をいたします。

副議長加茂紀代子さん、登壇を願います。

〔副議長 加茂紀代子君 登壇〕

副議長（加茂紀代子君） ただいま副議長に当選いたしました加茂紀代子であります。

副議長は、地方自治法上は議長を補佐する職ではなく、代理をする職であるとのことを念頭におきまして、議長についてまいりたいと思っております。私は、議会運営委員会の意見を尊重し、中立・公正を目標にしたいと思っております。そして、町の発展、町福祉の向上に努めたいと考えております。

議会は、議員各位の協力と支援が不可欠な問題であります。議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。そして、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

日程第5 議席の一部変更

議長（伊藤一男君） 日程第5、議席の一部変更を行います。今回の議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更します。加茂紀代子さんの議席を21番、伊藤一男の議席を22番に、それぞれ変更いたします。

暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

議長（伊藤一男君） 再開します。

日程第6 議案第1号 大河原町外1市2町保健医療組合の共同処理する事務の変更
及び大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更について

議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第1号大河原町外1市2町保健医療組合の共同処理する事務の変更及び大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） まず初めに、新たに就任されました伊藤議長、加茂副議長、まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、ただいま議題となりました議案第1号大河原町外1市2町保健医療組合の共同処理する事務の変更及び大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

みやぎ県南中核病院附属村田診療所は、中核病院のサテライトとして高次医療としての中核本院との連携により、地域医療の先端的な役割を担い、開所以来地域住民に安心できる医療を提供してまいりました。しかしながら、村田診療所の機能、経営の状況、我が国の地域医療の進む方向、これから地域住民にとって真に望まれる診療所機能などを総合的に判断した結果、平成19年4月1日より現在の有床診療所から在宅療養支援診療所機能を兼ね備えた無床診療所に機能を転換するとともに、在宅療養支援診療所としての機能を十分に発揮できるよう、新たにみやぎ県南中核病院附属訪問看護ステーションを設置することになりました。これに伴い、共同処理する事務の追加及び訪問看護ステーションの管理運営に要する経費の負担割合等について、大河原町外1市2町保健医療組合規約を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） それでは、3ページをお開き願います。

議案第1号大河原町外1市2町保健医療組合の共同処理する事務の変更及び大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更について、詳細説明をさせていただきます。お手元に配付しております大河原町外1市2町保健医療組合規約の新旧対照表にて説明いたします。

第3条になります。組合の共同処理する事務でございますが、町長が提案理由で申し上げました村田診療所の機能転換に伴い、新たに訪問看護ステーションを設置することになりますことから、関係法令の追加と共同処理する事務として訪問看護施設を追加しようとするものです。名称につきましては、みやぎ県南中核病院附属訪問看護ステーションとなります。

次に第8条でございますが、執行機関の組織です。このことにつきましては、地方自治法の改正により収入役を会計管理者に改め、また現在不在となっております助役については廃止しようとするものです。

次に第9条、執行機関の選任でございますが、前条で助役を廃止することから、助役の項を削除し、収入役を会計管理者に改めようとするものです。

次に第10条、管理者等の任期についてでございますが、助役並びに収入役が廃止になることから、助役と収入役の項を削除するものです。

次に第12条、吏員及びその他の職員でございますが、地方自治法の改正によるもので、見出しと本文中の吏員及びその他の職員を、職員に改正しようとするものです。

裏面をお願いいたします。第14条、地方公営企業法の適用の規定ですが、新たに設置される訪問看護施設であるみやぎ県南中核病院附属訪問看護ステーションも、地方公営企業法に基づき財務規定等を適用するということを明確にするものです。

次に第13条関係になります。組合経費の支弁方法を規定しています。第2項に、「関係市町の負担金負担割合は別表のとおりとする」とあります。今回新たに設置するみやぎ県南中核病院附属訪問看護ステーションの管理運営に要する経費の負担割合を、関係市町、柴田町、村田町、大河原町、それぞれ負担割合均等割として10%、人口割として20%、利用者割70%とするものとして追加しようとするものです。

次に備考ですが、利用者割の算定基礎の考え方についての規定です。開所2年度までは、みやぎ県南中核病院附属村田診療所の前々年度の入院患者の実績とする。3年度以降につきましては、みやぎ県南中核病院附属訪問看護ステーションの前々年度の実績とすると定めようとするものでございます。

附則としまして、「この規約は、平成19年4月1日から施行する」以上です。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号大河原町外1市2町保健医療組合の共同処理する事務の変更及び大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。11時20分、再開いたします。

午前 11時06分 休憩

午前 11時19分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第7 議案第2号 平成18年度新栄通線道路改良工事変更請負契約について

議長（伊藤一男君） 日程第7、議案第2号平成18年度新栄通線道路改良工事変更請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号平成18年度新栄通線道路改良工事変更請負契約についての提案理由を申し上げます。

この工事は、都市計画街路新栄通線の道路改良であります。本工事につきましては、平成18年第1回臨時会で議決をいただき工事を進めておりますが、工事内容の一部に変更が生じたため、設計内容の変更を行うものでございます。主な変更内容は、街路照明灯設置工事の増工及び現場精査による路床改良等の減による変更でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） それでは、議案第2号平成18年度新栄通線道路改良工事変更請負契約について補足説明をいたします。お手元の資料をごらんになっていただければと思いま

す。平成19年第1回臨時会議案第2号関係資料ということでお配りしております。

この新栄通線道路改良工事につきましては、平成18年第1回臨時会において議決をいただいた延長840メートル及び新栄通線改良に伴う取付道路の改良を実施する工事として、現在早期完成に向け作業を進めております。

それでは、工事変更の概要についてご説明を申し上げます。資料の右下の枠の中に、工事内容の変更等の対照表の数量を書いておりますので、ごらんになっていただければと思います。

まず、第1点目の変更の中身なんですが、道路土工といたしまして大橋通線及び南光大通線の取付車道について、当初路床安定処理を計画しておりましたが、現場の精査の結果改良する必要がない区域が発生いたしました。そのことによる、数量の減でございます。これに伴い下の方、切土及び盛土の数量の減となったものでございます。

次に小型水路工でございますが、大橋通線及び旧県道角田柴田線の既存側溝について、当初敷設がえを予定しておりました。現場精査の結果、縦断勾配の一分変更により既存水路の活用ができるということの判断から、今回新設数量の変更を行うものでございます。また、宅地との段差解消を必要とする区間についてベンチフリュームBOXに変更いたしまして、他路線との重複数量の修正による数量減となっております。

次に三つ目なんですが、道路附属物設置工ということで、当初の段階では発注といたしますが設計の方には入ってございませんでしたが、今回予算の方が請差等々で大分補助枠の中で使えるお金があるということで、本来ならば平成19年度予定しておった事業でございますが、それらを18年度に前倒しをして照明等の設置をするものでございます。以上が大きな3点でございます。

今現在、供用開始に向け工事を進めておりますが、この工事区間は市街地内での工事となりますので、住民の安全面や騒音等にも十分留意し、工事を施工するに当たっては適切な誘導員の配置を図りながら進めていきたいと考えております。今でも、大分付近住民の方々からも要望等なされておりますが、それについては安全対策面のことにつきましてすぐに措置をいたしまして、対応をしております。

主な点としましては、「足元がちょっと暗い」とか「もうちょっと点滅灯をふやせ」とかそういう内容でございますが、それらにつきましては随時対応しております。

皆様のお手元の議案の方をちょっとごらんになっていただきたいんですが、7ページでございます。議案第2号平成18年度新栄通線道路改良工事変更請負契約について。平成18年8月10日議決の平成18年度新栄通線道路改良工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する

ため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

変更の内容でございます。契約金額、変更前でございますが、1億1,235万円でございます。変更額が2,756万2,500円、変更後の金額でございますが、1億3,991万2,500円となります。変更前と比較いたしますと、24.5%のアップとなりますが、実際的に今回請負率が88.7%ということでございましたので、本設計をする場合は通常積算に基づく金額を算出いたしますと、4,000万円以上の金額になってございます。今回の変更につきましては、増減等もございまして、先ほど申し上げましたとおり前倒しの分の防犯灯の設置ということでございまして、設計価格より請負率の差の分、その分が当然マイナスということで今回お願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 課長にお伺いします。道路土工の方のマイナスがありますね。それから小型水路工、現在ある水路を活用してこれがマイナスになっているわけです。それから照明灯ですね、道路附属設置工、照明工一式となって、これが4,000万円以上ということなんですけれども、詳しく道路土工、これでどのくらい浮いたのか。それから小型水路工、どのくらい浮いたのか。それから、4,000万円以上ということなんですけれども、これは正確には幾らなのか。そして、例えばこれは現在の業者にそのまま事業を引き継いでもらうのか、新たに照明については別の業者にやらせるのかどうか、お伺いします。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） では第1点目のお尋ねですが、道路土工の方からご説明申し上げます。切土工が56万880円の減でございます。盛土工が29万3,847円の減でございます。路床安定処理が262万4,293円でございます。小型水路工といたしましてL型側溝、150万1,948円の減でございます。落蓋式側溝が300万1,948円の減でございます。可変勾配側溝でございますが、76万4,444円の減でございます。集水柵工でございますが、7万8,455円の減でございます。

今回追加分ということで、照明工38基でございますが、4,076万9,621円となります。

増減関係を合計いたしますと、3,194万3,806円となります。請負率、先ほどちょっと数字を間違えました、申しわけございません。この場で訂正させていただきます。請負率86.3%ということで、今回の変更額が2,756万2,500円ということでございます。

次に、第2点目の業者の方をどうするのか、新たに業者を選定するのかということでござい

ますが、今回の工事につきましては説明資料の中にも当然記してございますが、照明器具等の基礎工が入ってございます。当然、電気工事等々も入ってございますので、その附帯施設の本体部分という街路灯の本体の敷設ということでございますので、今現在元請しておられます業者の方に変更追加、変更契約ということで、金額がプラスになるということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、再質問ありますか。よろしいですよ。

10番（我妻弘国君） 変更金額が、トータルの1億3,900万円に対して2,750万円と、割合からするとかなりの大きな割合になるんじゃないかと。確かに、今現在やっておられる業者さんに引き続きこれをやっていただく、それはわからないわけではないような感じもしますけれども、ちょっと金額が大き過ぎるんじゃないかということで、不透明なところがあるんじゃないかなと、こういうふうに感じる場所もあるんです。課長は、これについて特別、普通のこれはやり方で、こうやっているんでしょうけれども、今までもこのようなやり方でやってきているんでしょうか。どうも何か、納得がいかないような契約じゃないかなと、私は考えるところなんですけれども。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） 今回の変更率からいいますと、24.5%ということで、かなり大幅な変更内容となっております。今議員おっしゃるとおり、通常当初段階で内訳やら施工方法やら示しながら入札を執行して元請さんが決定するわけでございますが、それ以降大きな工種の変更とか、あと当然こちらで予想した以外の不可抗力といいますが、それらに基づいて変更等が必要になった場合については、このような大きな変更もあるというふうには思っております。

ただ、近年このような大きな変更はなかったんですが、一つは今お話があったとおり、かなり大きな金額でございますので、やはり発注方法についてはいろいろ考えました。ただし、先ほど申し上げたとおり、当初段階でも基礎工については発注した経緯がございますし、今現在電気工事分の方を新たに指名、並びに入札に付するということになりますと、相当な日数も要するというのもございます。それらを勘案しますと、当然追加の方で変更していただきながら、どうにか年度内完成にしていきたいということもございまして、今回変更でお願いするものでございます。

照明器具等は特殊なものですから、発注してから受注生産ということになりますので、今情報どおりこちらでメーカーさんの方にお聞きしたんですが、最終的には38基すべて納品するに

は40日間かかるということもございまして、今回変更ということをお願いするものでございます。

議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君、再々質問。

10番（我妻弘国君） ということは、今回の照明器具が本来なら来年度の予算で設置ということだったのが、たまたまこのようなことになったので、発注して使用するまで1カ月以上かかるということで、前倒しでやるということになった、そういうご説明なんですけれども、非常に住民のためにはそういう安全対策にはいいことだなと思いますけれども、どうも金額が24.5%の増額、これはちょっとやっぱり今後、例えばこのようなことがあった場合には何らかの対策を考えておかないと、どうも不透明な契約の仕方になるんじゃないかなと、こういうふうに私は考えるところです。どんな方法がいいのかわかりませんが、もう一度今後こういうようなことがあった場合には、検討されてしかるべきではないでしょうか。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） 今再々質問だろうかと思うんですが、確かに今回は当初段階で見えていない事業分を追加ということでございますので、今議員おっしゃられたとおり当初契約者と随契ということでとらえることも可能だと、そういうふうには理解しております。ただ、先ほどから説明申し上げているようなこともございまして、今回変更ということをお願いするわけですが、当初から1基でも2基でも、本体といいますか当初段階で設計を見込みながら、やはり入札の結果に基づいて前倒しでやるということになると、また違うニュアンスになるのかなというふうに感じますが、できるだけ今後はいろいろな工事発注に基づきながら、事後のことも再度念頭に置きながら注意してまいりたいというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号平成18年度新栄通線道路改良工事変更請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者 起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 3 号 平成 18 年度新栄通線道路舗装工事変更請負契約について

議長（伊藤一男君） 日程第 8、議案第 3 号 平成 18 年度新栄通線道路舗装工事変更請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第 3 号平成 18 年度新栄通線道路舗装工事変更請負契約についての提案理由を申し上げます。

この工事は、都市計画街路新栄通線の道路舗装でございます。本工事につきましては、平成 18 年第 4 回定例会で議決をいただき工事を進めておりましたが、工事内容の一部に変更が生じたため、設計内容の変更を行うものでございます。主な変更内容は、警察の指導による交差点部の歩行者安全確保のためのカラー舗装実施による変更でございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） それでは、議案第 3 号平成 18 年度新栄通線道路舗装工事変更請負契約について補足説明させていただきます。お手元の資料をごらんになっていただきたいと思います。

この新栄通線舗装工事につきましては、平成 18 年第 4 回定例会において議決いただいた延長 900.5 メートル及び新栄通線改良に伴う取付道路の舗装及び路面表示を実施する工事として、現在早期完成に向け作業を進めております。工事の変更内容でございますが、表の右下をごらんになっていただければと思います。現設計、変更設計、比較増減ということで書いてございますので、ごらんください。

主な変更の理由でございますが、公安委員会及び所轄警察署と路面表示の方法や歩行者の安全対策等について現地状況を立ち会いの上協議した結果、安全対策強化のため交差点内のカラー着色及び点字シートの設置が最も有効であるとの指導でございました。それにより、今回排水性舗装表面強化 1,620 平方メートルの増と、視覚障害者誘導表示設置として点字シート 979 枚の設置を加えるものでございます。

今現在工事を進めておるわけでございますが、先ほどの道路改良と同じように周辺の皆様の

安全対策を十二分に施しながら、適切な誘導員の配置をしながら進めてまいりたいということで考えております。

では、議案書の9ページをお開き願いたいと思います。

議案第3号平成18年度新栄通線道路舗装工事変更請負契約について。

平成18年12月14日議決の平成18年度新栄通線道路舗装工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、契約の金額、変更前、9,324万円。変更額、1,008万1,050円。変更後でございますが、1億332万1,050円ということで、10.8%の増ということになります。以上でございます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 資料の中の工事内容変更対照表に基づいて、金額を教えてください。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） 申しわけございません。この項目につきましては、ちょっと金額を出していなかったものですから、早速つくらせまして後、配付したいと思います。それによろしいでしょうか。

先ほど、ちょっと説明の際に説明不足だったんですが、ここにございます下層路盤の507平方メートル、これは大きな減になってございます。これは、おしかりを受けると思うんですが、たまたま算定した時期に道路舗装工事部分と道路改良部分、両方にカウントしてございまして、今回この分を減とさせていただくということでございます。ダブって計上してしまったということでございますので、ここにつきましては業者さんの方に説明を申し上げて、この部分については減をするということで理解を得ていますので、その分も説明をさせていただきます。以上でございます。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号平成18年度新栄通線道路舗装工事変更請負契約についての採決を行います。

す。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者 起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の件については、本職に関する議案でありますので、副議長と議長席を交代して私は除斥いたしますので、副議長お願いいたします。

〔議長退席、副議長、議長席に着席〕

副議長（加茂紀代子君） 伊藤議長から、議会運営に関する基準に基づいて、常任委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。この際日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（加茂紀代子君） 異議なしと認めます。議長の常任委員会委員の辞任について、日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 議長の常任委員会委員の辞任について

副議長（加茂紀代子君） 追加日程第2、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（加茂紀代子君） 異議なしと認めます。よって、伊藤議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

伊藤君の入場を許可します。

議長と交代いたします。

〔副議長退席、議長、議長席に着席〕

日程第9 議席の変更

議長（伊藤一男君） 日程第9、議席の変更を行います。

議場の改修に伴い、来る第1回定例会から議席を変更します。次の定例会から、別紙議席図のとおり着席ください。

事務局長から、変更後の議席を朗読させます。

事務局長（松崎 守君） それでは、変更後の議席を朗読いたします。

1 番広沢 真議員。2 番有賀光子議員。3 番水戸義裕議員。4 番森 淑子議員。5 番大坂三男議員。7 番白内恵美子議員。8 番百々喜明議員。9 番佐藤輝雄議員。10番我妻弘国議員。11 番太田研光議員。12番小丸 淳議員。13番星 吉郎議員。14番水戸和雄議員。15番加藤克明議員。17番杉本五郎議員。18番加茂力男議員。19番大沼喜昭議員。20番大沼惇義議員。21番加茂紀代子議員、副議長です。22番伊藤一男議長となります。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 本臨時会の会議に付託された件はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じます。

町長からあいさつの申し出があり、これを許します。町長。

町長（滝口 茂君） 第1回臨時会が終了するに当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今臨時会におきましては、議会改革の一環として正副議長選に係る所信表明会が開催され、多くの町民が見守る中で開かれた正副議長選が行われましたことは、議会みずから改革を率先する姿勢のあらわれであり、高く評価されるべきものであります。恐らく、宮城県内の地方議会では初めての取り組みではなかったかと思っております。

こうした地方分権時代に似合う先駆的な議会の取り組みに負けないう、我々執行部も財政再建プランに基づき行政改革を徹底し、住民自治が根づくまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

正副議長におかれましては、執行部と議会との緊張関係を保ちながらも、公平、公正、円滑な議会運営をご期待申し上げるものでございます。よろしく願い申し上げ、御礼のあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（伊藤一男君） 以上をもって、平成19年柴田町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時52分 閉会